

三田市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、三田市障害者等地域生活支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業主体)

第2条 当該事業の実施主体は、三田市とし、三田市が指定する事業者においてサービスを提供する。

(支給対象者)

第3条 当該事業におけるサービス支給対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項に規定する重度障害者等包括支援のいずれのサービス障害福祉サービス受給要件を満たさない者で、次に掲げる者とする。

ア 全身性障害者（児）

イ 視覚障害者（児）

ウ 知的障害者（児）

エ 精神障害者

2 前項の規定にかかわらず、原則として未就学児童は支給対象としない。

(支給の申請)

第4条 この事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）は、支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を市長に提出し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合は、申請書の提出を待たずに事業を利用することができる。この場合において、利用者等は、事後速やかに申請書を提出するものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、別に定める三田市地域生活支援事業支給基準に基づき、その必要性を検討し、速やかに支給の要否を決定し、介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書又は却下決定通知書により利用者等に通知するものとする。

2 市長は、支給の要否を決定するにあたり、必要に応じて三田市障害程度区分認定審査会の意見を聴取することができる。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により支給決定を受けた内容について、利用者等が変更しようとするときは、支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書を市長に提出し、支給内容の変更申請をすることができる。

(変更の通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、別に定める三田市地域生活支援事業支給基準に基づき、その必要性を検討し、速やかに支給の要否を決定し、介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により利用者等に通知するものとする。

(支給決定の取消)

第8条 市長は、以下に掲げる場合において、サービスの支給の決定を取り消すことができる。

- ア 利用決定に係る障害者等が、この事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- イ 利用決定した障害者等が、有効期間内において支給要件を有しなくなったとき。
- ウ 利用者等が支給の要否に係る調査に応じないとき。
- エ 利用者等が支給に関し虚偽の申請をしたとき。

2 前項の規定により利用を取り消した場合は、支給決定取消通知書により利用者等に通知するものとする。ただし、前項イに該当する場合を除く。

(受給者証)

第9条 市長は、支給の決定及び支給の変更を決定した場合は、法第22条第8項に定める障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を利用者等に交付するものとする。

2 前条の規定により、支給決定の取消を受けた利用者等は、受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

3 受給者証を紛失又は破損した場合は、法施行令第16条の規定に基づき再交付をするものとする。

(事業者の指定)

第10条 当該事業を運営し、サービス提供をするため三田市の指定を受けようとする事業者は、三田市地域生活支援事業指定申請書にその付表及び移動支援事業者の指定に係る記載事項に記載する書類を添付し市長に申請しなければならない。

2 前項の規定によらず法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介

護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項に規定する重度障害者等包括支援のいずれかのサービス提供事業者として兵庫県の指定を受けている事業者が、当該事業のサービス提供をするため三田市の指定を受けようとする場合は、三田市地域生活支援事業指定申請書に指定を受けていることを証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項又は第2項の規定による申請があった時は、別に定める三田市地域生活支援事業サービス提供事業者指定基準に基づき、申請者の事業実施能力及び施設の内容を審査し、指定が適当と認められる場合には、移動支援事業者として申請者を指定するものとする。

4 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が、指定申請の記載内容を変更しようとするときは、事業指定変更届出書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

5 指定事業者は、事業の運営を廃止しようとするときは、事業廃止届により、その旨を市長に届け出るものとする。

（指定事業者の責務）

第11条 指定事業者は、サービス提供に際して、予め利用者等に対し、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

2 指定事業者は、その提供するサービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、サービスの質の向上に努めなければならない。

（利用者負担額）

第11条の2 この事業の利用者の負担額は、別に定める報酬額の100分の10に相当する額とする。ただし、利用者負担額の上限額は利用者の属する世帯の状況に応じ別表のとおりとする。

（給付費の支給）

第12条 この事業の利用者に対し、前条に定める利用者負担額を除いた額を給付費として支払うものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があった場合はこの限りでない。

（代理受領）

第13条 前条の規定により代理受領を受けた指定事業者は、三田市地域生活支援事業給付費請求書に三田市地域生活支援事業給付費請求明細書と移動支援サービス提供実績記録票を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 市長は、事業者から利用実績があった月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月の末日までに給付費の支給を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第11条の2関係)

課税区分	利用者負担上限額(月額)
生活保護世帯	0円
非課税世帯	0円
利用者が障害児(18歳未満)で市民税所得割額28万円未満の世帯	4,600円
利用者が障害者(18歳以上)で市民税所得割額16万円未満の世帯	9,300円
上記以外の市民税課税世帯	37,200円